



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第642号 令和5年11月2日発行

目次

は県例規集登載

【病院局告示】

番号	表	題	担当課名
12		歳入の徴収の事務を私人に委託した件	

【人事委員会規則】

番号	表	題	担当課名
		給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則	

徳島県病院局告示第十二号

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十二条の二の規定により、令和五年十月一日次のとおり私人に歳入の徴収の事務を委託した。

令和五年十一月二日

徳島県病院事業管理者 北 畑 洋

委託した事務	委託した私人
徳島県病院事業の設置等に関する条例（昭和三十九年徳島県条例第三十七号）第十条第一項に規定する使用料及び同条第二項に規定する使用料又は手数料の徴収の事務（徳島県立中央病院に係るものに限る。）	株式会社ソラスト

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年十一月二日

徳島県人事委員会委員長 井 内 秀 典

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

給料等の支給に関する規則（規則六 五）の一部を次のように改正する。

附則第三項の見出し中「令和五年六月」を「令和五年十二月」に改め、同項中「令和五年六月」を「令和五年十二月」に、「百分の百」を「百分の九十七以上百分の百以下」に、「百分の百二十」を「百分の百十七以上百分の百二十以下」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。